

生駒市条例第 2 5 号

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 2 8 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

生駒市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年 1 2 月生駒市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項を次のように改める。

法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる本市の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び本市の執行機関が行う特定個人番号利用事務とする。

第 3 条第 3 項中「法定利用事務」を「特定個人番号利用事務」に、「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務の区分に応じて同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報又は規則で定める特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。